

石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金です。

（『家計急変』については令和6年1月以降に家計が急変した世帯が対象となります。）

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①令和6年度の保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割額が課税されているが、収入の急激な減少により、減少後の収入額で試算する保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の推計額が非課税（0円）である世帯に相当すると認められる世帯であること
→ 両親の場合は双方とも非課税であることが必要
→ 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている場合は家計急変に係る石川県教育費負担軽減奨学金の対象とはなりません。
- ②令和6年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること
（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、左記の学校の専攻科、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの）

2. 給付額・・・対象生徒の状況※1や家計急変の時期※2により対象生徒1人あたり、次の金額を給付

世帯区分	給付年額	
		通信制・専攻科
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	142,600円	52,100円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～ 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	152,000円	52,100円

※1 高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。詳細は「対象確認シート」参照

※2 年額の支給となる場合は、家計急変が令和6年1月1日から同年6月30日までに生じ、指定の期日までに申請書類を提出した世帯のみ

令和6年7月1日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変及び申請の時期によって対象となる月数分の額（月数を12か月で除した額）となる。

（例）イの世帯区分で令和6年9月に家計急変が生じて申請された場合

142,600円 × 6か月（対象期間：10月～翌年3月）/12か月 = 71,300円を給付

3. 申請方法

給付を希望する場合は、「提出書類のご案内」の記載に沿って必要となる書類を全て提出してください。

→【申請期間】

- ①令和6年1月1日から同年6月30日までに家計急変が生じた世帯
令和6年7月1日～同年〇月〇日まで
- ②令和6年7月1日以降に家計急変が生じた世帯
随時受付（ただし、令和7年2月28日まで）

→【提出先】

●●高等学校事務室に提出してください。

→【問い合わせ先】

●●高等学校事務室 または 石川県総務部総務課（TEL:076-225-1233）